

五. 市販直後調査に関する手順

< 注意事項 >

- (1) 市販直後調査を行うべき医薬品を取り扱っていない場合、「市販直後調査に関する手順」の作成は不要です。
- (2) 本ガイドラインでは、市販直後調査を行うべき品目の取り扱いを想定していないため、本手順は作成しておりません。